

仕 様 書 (見本)

1. 件名

立川競輪「開設 73 周年記念競輪鳳凰賞典レース」開催告知用ポスターデザイン制作委託

2. 内容

立川競輪「開設 73 周年記念競輪鳳凰賞典レース」開催告知用としてのポスターデザインの制作

3. 履行期間

契約締結日 から 令和 7 年 1 月 8 日 (水) まで

4. 作品内容等

(1) デザインイメージ等

- ① 鳳凰のデザインをレースのイメージアップにつながるよう効果的に使用すること。
- ② 人目を引くインパクトがある競輪ポスターであること。
- ③ 来場や WEB 閲覧につながるものであること。
- ④ 若者や競輪初心者が親しみやすく好感が持てるデザインであること。
- ⑤ スポーツとしての競輪のイメージアップにつながるデザインであること。
- ⑥ 効果的なキャッチコピーを使用すること。
- ⑦ プロモーションビデオ制作につながるデザインであること。
- ⑧ 横作品は縦作品をレイアウト変更して制作すること。
- ⑨ オリジナルデザインであること。

(2) 制作にあたっての必須事項

- ① 開催名称 (開設 73 周年記念競輪鳳凰賞典レース)
 - ② 開催日程 (2025 年 1 月 4 日、5 日、6 日、7 日)
 - ③ 開催競輪場 (立川競輪場)
 - ④ 電話投票番 (28#)
 - ⑤ ホームページ URL 及び QR コード (「たちかわ競輪」及び「KEIRIN. JP」)
 - ⑥ 重勝式車券 Dokanto! ロゴマーク
 - ⑦ ギャンブル等依存症に対する注意喚起文言 (「競輪は適度に楽しみましょう。」及び「車券の購入は 20 歳になってから。」: 文字は 20 ポイント以上)
 - ⑧ 競輪 CM キャッチコピー (「こんなスポーツ、他にないだろ?」)
 - ⑨ 競輪ロゴデザイン (「DRAMATIC SPORTS. KEIRIN」)
 - ⑩ CYCLE ロゴマーク
 - ⑪ たちかわ競輪ロゴマーク
 - ⑫ KEIRIN. JP ロゴマーク
- ※⑥⑧⑨⑩⑪⑫のデータは、別紙「募集要領」の「3. 募集要領等の入手方法」と同様のホームページ上の「ポスターデザインロゴマーク」からダウンロードすること。
- ※⑤のリンク先は、別紙「募集要領」の「3. 募集要領等の入手方法」と同様のホームページ上の「ポスターデザインホームページ URL」を使用すること。
- ※⑫のロゴマークは⑤の「KEIRIN. JP」URL 及び QR コードの脇に配置すること。

5. 校正

発注者、受注者協議の上複数回対応すること。

6. 納品媒体

下記①～④を電子記録磁気媒体にて納品。

- ① B1 縦版 (カラー・モノクロ)
- ② B3 横版 (カラー・モノクロ)
- ③ A7 縦版 (モノクロで文字等を抜いたもの)
- ④ クオカード用データ (カラーでQRコード等を抜いたもの)

※データ内の各レイヤー画像を動かせる (分けられる・加工できる) 状態にしておくこと。

※印刷用データ (カラー4色、CMYK) かつWEB上に掲載可能なデータであり、WEB上で使用する場合に色味に大きな差異がないこと。

※デザイン性や解像度について、過去のたちかわ競輪ポスターデザインと同程度以上のクオリティとすること。

※①～④の納品データ形式はPDF、JPEG及びAIもしくはEPSとすること。

※ポスターの印刷については発注者側で行うため、本契約に含めない。

7. 納品期限

令和6年9月2日 (月)

※納品後、上記履行期間内に発注者が上記納品媒体を用いて鳳凰賞典レースに係る制作物 (装飾や広告、プロモーションビデオなど) を制作する際に不具合が生じた場合、受注者は速やかに対応すること。

8. 納品場所

立川市曙町3丁目32番5号 立川競輪場

9. 支払方法

完了後一括払

10. 備考

- ① 受注者決定後、デザインイメージについて立川競輪場にて発注者と1回以上打ち合わせを行うこと。
- ② 事業上の都合等でデザインの一部を修正する必要がある場合は、発注者指示による修正作業を行い、校正については適宜確認のうえ複数回対応する。
- ③ 発注者から、競輪選手やレースの写真の提供は行わない。
- ④ 制作物は、受注者が創作した未発表の作品で、同一作品が他のコンテスト等に応募されておらず、既存、類似、模倣した作品ではなく、他者の著作権等を一切侵害していないものに限る。万が一、本件著作物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じたときは、受注者の責任と負担により、これを処理し、発注者には一切負担をかけないものとする。
- ⑤ 受注者は、発注者に対し、本契約に基づき受注者が制作した作品に関するすべての著作権を当該著作物の完成と同時に無償で譲渡する。
- ⑥ 発注者は、当該作品が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該作品の内容を受注者の承

諾なく自由に公表することができ、また、当該作品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- ⑦ 受注者は発注者が当該作品に係る受注者の法人名・個人名を公表することに同意する。
- ⑧ 受注者は発注者から許諾を得た利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。
- ⑨ 本契約により受託した業務の遂行上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならず、秘密保持義務を負うものとする。また、業務契約終了後も同様とする。
- ⑩ この仕様書に定めのない事項及び疑義のあるときは、発注者と受注者が協議し双方誠意をもって決定する。